

館林市・板倉町合併協議会規約

(設置)

第1条 館林市及び板倉町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 前条の合併協議会の名称は、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定による合併市町村基本計画の作成
- (3) 両市町の住民への協議経過等の情報提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、両市町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市町に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、両市町の長が協議し、両市町の長のうちから、これらを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の副市長及び副町長

- (2) 両市町の議会の議長及び副議長
- (3) 両市町の議会から選出された議員各 3 名
- (4) 両市町の教育委員会の教育長
- (5) 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者
- (6) 両市町の長が協議して定めた両市町の職員
- (7) 協議会の設置請求代表者

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 8 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の 3 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(会議の運営)

第 9 条 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

4 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

5 会議は、公開とする。

(幹事会)

第 10 条 協議会に提案する必要な事項について、協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 11 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第 12 条 協議会の事務に従事する職員は、両市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第13条 協議会に要する経費は、両市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額は、両市町の長が協議して定める。

(監査)

第14条 協議会の出納の監査は、両市町の長が協議し、会長が委嘱する監査委員2人が、これを行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

3 監査委員は、非常勤とする。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が会議に諮り、別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、両市町の長が協議して定めた日から施行する。